

所信表明

富田林市長 吉村 善美

「市民とともにつくる、
市民が幸せになる、
市民本位の市政」

6月18日に召集された第1回市議会定例会において、吉村市長は市政運営に係る所信を表明しました。ここでは、所信表明のうち前文をご紹介します。

※所信表明全文は情報公開課（市役所）や中央・金剛図書館に備え付けている他、市ウェブサイト（市長の部屋のページ）からもご覧いただけます。



所信表明前文

このたび4月21日執行の市長選挙におきまして、市民の皆さまからのご信任を賜り、富田林市長として市政運営を担わせていただくこととなりました。改めまして皆さまにお礼申し上げますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。

今後の市政運営に係る所信を申し上げ、議員並びに市民の皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

私は、この富田林に生まれ、働きづめの両親の背中を見ながら、また今から思えば、近所の人たちに本当に温かく見守られながら、この富田林で育ちました。26歳で富田林市議会議員に初当選し、以来3期12年間、地方自治を学びました。

6つの柱

- 1 市民本位の市政の推進
- 2 市民の安心・安全・いのちを守るまちづくりの推進
- 3 「子育てするなら富田林」を一層推進
- 4 人とまちがにぎわう元気なふるさと富田林を創る
- 5 誰もが安心して自分らしく暮らせる共生福祉社会をめざす
- 6 たゆまぬ行財政改革、市役所改革を実行し、持続可能な自治体運営を確保

憲法前文から引けば、「国民がその福利、すなわち幸福と利益を享受するために国政はある。」というように、地方政治を含めた全ての政治は、本来、住民の幸せと福祉の向上のためにあると、私は確信いたしました。

また、4期16年の大阪府議会議員としての経験の中で、市町村を支える大阪府の役割を理解し、南河内地域における富田林市の広域的な使命を果たす必要性も強く感じてきました。

私は、この28年間の政治経験、培ってきた関係、縁、そして紡いできたネットワークをしっかりと活用し、本市のさらなる発展と全ての市民の幸せの実現に向けて、粉骨砕身、努力していく決意であります。

また、私は、東日本大震災、特に、本市がカウ

ターパートとして支援している岩手県大槌町への支援活動から多くのことを学びました。

大槌町で、震災の翌年から発行されている「大槌新聞」の一面には、こんな言葉が掲載されています。

「大槌は絶対にいい町になります」と。あの大震災で多くの町民がお亡くなりになり、まちが大変な被害を受け、今なお復興に向けて、立ち上がって頑張っておられる皆さまから学ぶべきことは、言葉にならないほど大きいと感じてきました。

震災発生時より、陣頭指揮を執ってこられた平野公三町長(当時の総務部長)は、こう話されました。「頑張ってくださいとお声は大変ありがたいのですが、これ以上頑張れと言われても、どう頑張ったらいいのかわかりません。多くの職員が目の前で津波に飲み込まれ、死んでいく姿を見て気が動転しているんです。しかし、頑張るしかないんです」と。

私は、それを聞いて、今、頑張らなければならぬのは、支援する私たちであり、「がんばろう!東日本」は、「頑張ろう!富田林」ではないのかと、その時、強く思いました。

市長と語ろう! わがまち富田林

さまざまな活動をされている皆さんの声を、今後のまちづくりにつなげます。市政に関しての建設的な意見や提案、アイデアなどを市長に直接お聴かせください。

とき 8月20日(火)、午後2時～4時(1組当たり時間は30分)

対象者 市内在住・在勤・在学の人を含む団体またはグループ

募集 2組(各組、最大5人まで)

申し込み 7月22日(月)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分)までに、市役所1階情報公開課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課(内線181)へ(申し込み多数の場合抽選)

※申込書は市ウェブサイト(情報公開課のページ)からもダウンロードできます。



「生きる」、「生かされる」ということ、命の大切さについては、私自身の体験を含めて強い思いがあります。私事で恐縮ですが、28歳の時、当時は市議会議員でしたが、皮膚がんで手術のため入院、その後、闘病生活の経験があります。死をも覚悟した中で、近大病院の屋上から「ふるさと富田林」の方向を見ながら「負けたらあかん。負けたらあかん」と自分に言い聞かせました。退院後5年間続けた抗がん剤投与による副作用に耐えながらの議員活動は、本当に辛かったです。

同時に、同じような思いをしながら必死に頑張っている市民の皆さま、またその家族、ふるさとのために頑張ろうと思いました。私をずっと励まし続けてくれ

た、病院の屋上から見える、富田林のまちなみ。その富田林のまちと市民の皆さまのために、生きている限り、一生懸命頑張ろうと誓ったこと。その経験が、私の政治家としての原点となっています。

私が、座右の銘として、また自らへの戒めとしている言葉は、「他(た)思(し)力(りき)」、「他(た)喜(き)力(りき)」です。

「他(た)思(し)力(りき)」とは、他者をしっかりと思う力。「他(た)喜(き)力(りき)」とは、他者の喜びを自らの喜びとする力です。この言葉を忘れることなく、皆さまから寄せられた期待と信頼にしっかりと応え、「市民とともにつくる、市民が幸せになる、市民本位の市政」の実現に全力で取り組みます。

副市長に置田 保巳さん、教育長に山口 道彦さんが就任

令和元年6月の第1回市議会定例会で同意を受けて、6月18日付で副市長に置田 保巳さん(65歳)、教育長に山口 道彦さん(63歳)が就任しました。

また、6月12日付で谷口 勝彦副市長(67歳)、17日付で芝本 哲也教育長(61歳)が退任しました。

置田 保巳副市長

置田さんは、昭和47年から市役所に勤務し、上下水道部長、市長公室長、議会事務局長などを歴任しました。任期は4年です。



山口 道彦教育長

山口さんは、平成13年から市教育委員会に勤務の後、葛城中学校長、小金台小学校長などを歴任しました。任期は令和3年12月6日までです。



谷口 勝彦さんが退任

谷口さんは、昭和53年から市役所に勤務し、財政課長、総務部長などを歴任の後、平成23年6月から副市長を務めました。



芝本 哲也さんが退任

芝本さんは、明治池中学校教頭、富田林小学校長などを歴任の後、平成27年12月から教育長を務めました。



水害・土砂災害の 防災情報の伝え方が 変わります



平成30年7月豪雨では、さまざまな防災情報が発信されているものの、多様な難解であるため多くの住民が活用できない状況となりました。

取れるよう、事前の対策を万全にしておきましょう。
問い合わせ 危機管理室
(内線9503)

え、情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を下表のよう5段階の警戒レベルに提供し、皆さんの避難行動などを支援することにしました。

警戒レベル	防災情報	皆さんが取るべき行動
高	5	災害発生情報
	4	避難勧告 避難指示(緊急)
	3	避難準備・高齢者等避難開始
	2	注意報
低	1	早期注意情報

低所得者対象 7月1日(月)～

市プレミアム付商品券の購入希望申請受付を開始

本市では、7月1日(月)より低所得者対象の市プレミアム付商品券の購入希望申請の受け付けを開始します。この商品券は1冊あたり5000円分の商品券を4000円で、1人につき最大5冊まで購入できます。申請後、審査を経て、購入対象者には商品券の購入引換券を送付します。

購入対象者 平成31年1月1日時点において本市に住民登録されている人で、今年度市民税が非課税の人（住民税が課税されている人の扶養親族となっている人や、生活保護受給者などを除く）
※詳しくは、右図をご覧ください。

申請方法 7月1日(月)～11月29日(金)に、市より送付する申請書に必要事項を記入し、郵送で☎584-8511「富田林市プレミアム付商品券事務局」へ
※市役所2階または金剛連絡所2階特設受付への持参も可（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分、ただし7月6日(土)、7日(日)の2日間は市役所地下904会議室と金剛連絡所2階特設受付で受け付けます）。なお、金剛連絡所での受け付けは7月31日(火)まで。
※申請書が必要な人は、お問い合わせください。

問い合わせ 市プレミアム付商品券専用コールセンター ☎0570(007)236（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）

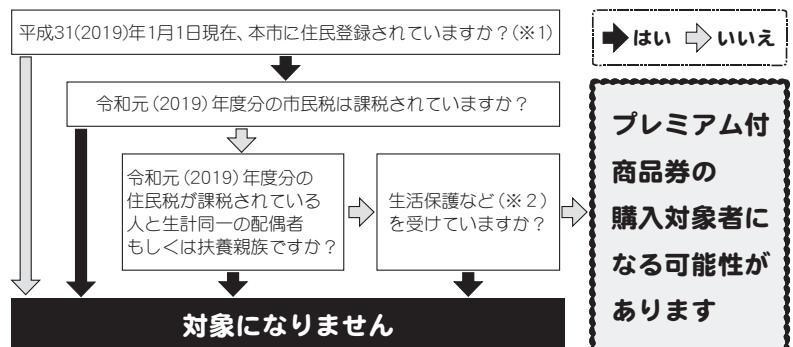
プレミアム付商品券の販売および利用期間

販売期間 10月1日(火)～令和2年2月28日(金)

利用期間 10月1日(火)～令和2年3月31日(火)

※「富田林市プレミアム付商品券取扱店」と表示された店舗でのみ利用できます。お釣りは出ません。

対象者診断チャート（低所得者）



※1 本市に住民登録がない場合でも購入対象者になる可能性があります。詳しくは、お問い合わせください。

※2 平成31年1月1日時点において生活保護または中国残留邦人に対する支援給付、ハンセン病療養所非入所者に対する給付、ハンセン病問題解決促進法の援護を受けている人（平成31年1月1日に停止または平成31年1月2日～令和元年10月1日に廃止・停止された人を除く）

特殊詐欺などにご注意ください！

商品券の購入申請にあたっては、購入費用の振り込みなどを市が求めることはありません。商品券に関してご自宅や職場などに公的機関の職員などをかたった不審な電話がかかってきた場合はいったん電話を切って、政策推進課(内線224)または、富田林警察署 ☎(25)1234 にご連絡ください。



2019富田林ドリームフェスティバル 無料臨時バスを運行します

2019富田林ドリームフェスティバル、プロ野球ウエスタン・リーグ公式戦「オリックス・バファローズ」VS「広島東洋カープ」が7月20日(土)、21日(日)、いずれも午後1時～、富田林バファローズスタジアム（総合スポーツ公園野球場）で開催されます（雨天中止）。

試合が開催される2日間、南海高野線「金剛駅」～富田林市役所～総合スポーツ公園を結ぶ無料臨時バスを運行しますので、ぜひご利用ください。乗り場は、金剛駅は東出口より南へ約45分の臨時バス停、市役所は第1駐車場前となっています。また、時刻表は右表のとおりです。

なお、当日は大抽選会が開催されたり、野球観戦をより楽しめる食べ物屋台が来店されたりします。

イベント広場では、物産展や特産物の即売会などもありますので、皆さんぜひお越しください。

無料臨時バス時刻表

■金剛駅前発（市役所経由、総合スポーツ公園行き）

9時	50分
10時	10分・55分
11時	15分
12時	00分・20分

■市役所発（総合スポーツ公園行き）

9時	
10時	8分・28分
11時	13分・33分
12時	18分・38分

○総合スポーツ公園発（市役所経由、金剛駅前行き）

14時	25分
15時	00分・40分
16時	15分・55分
17時	30分

所要時間

金剛駅前 → 市役所 → 総合スポーツ公園（約33分）
総合スポーツ公園 → 市役所 → 金剛駅前（約42分）

※交通事情により遅れが生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

※乗車定員を超えた場合は乗車できません。次の便のバスをご利用ください。なお、各日最終のバスが乗車定員を超えた場合、タクシーなど他の交通機関をご利用いただくこととなります。あらかじめご了承ください。

前売り券を販売しています

入場券	前売り	当日
大人 (高校生以上)	1000円	1200円
子ども (小・中学生)	500円	600円

※前売りで完売した場合、当日券はありません。詳しくは、下記販売店へお問い合わせください。

◆きらめきファクトリー(☎24)5500) (午前10時～午後8時)

◆上野スポーツ富田林店(☎24)3135) (午前9時30分～午後7時30分) ※日曜日、祝日は午後6時まで、水曜定休日。

◆上野スポーツ河内長野店(☎53)5005) (午前10時～午後8時) ※日曜日、祝日は午後7時まで、水曜定休日。

◆エコー・ロゼ1階インフォメーション(☎28)4110) (午前10時～午後8時)

問い合わせ 生涯学習課 (☎26)8062)

初の市指定文化財に 「富田林寺内町絵図」7点を 指定しました

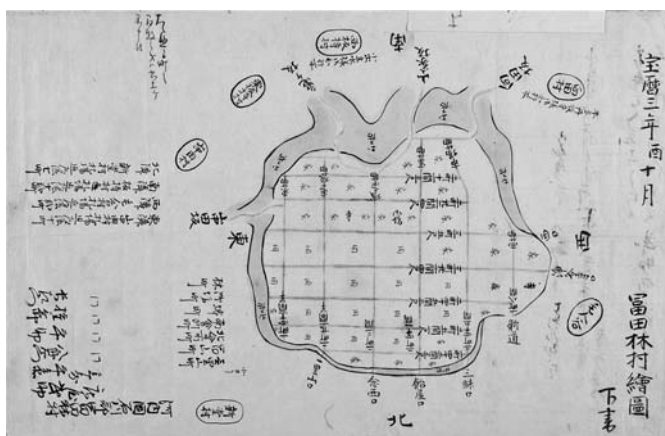
このたび富田林市文化財保護条例（平成29年7月施行）に基づき、「富田林寺内町絵図」を本市で初めての市指定文化財に指定しました。

この指定制度は、市内に所在する文化財のうち、本市の歴史と文化を理解する上で欠かすことのできない重要なものを指定すること、その保存と活用を図り、市民文化の向上と郷土文化の発展に資することを目的としています。

内部構成の変化などをさらに明らかにしていく上でも、その基礎となるべきものです。これら7点の絵図は、市ウェブサイト（文化財課のページ）で画像をご覧いただける他、このうち2点は、寺内町センターで絵図の複製を展示しています。また、今秋開催の企画展で原本を公開する予定です。

問い合わせ 文化財課（内線507）

今回指定された「富田林寺内町絵図」は江戸時代中期から後期に作成された7点の絵図で、重要伝統的建造物群保存地区「富田林寺内町」の町割りや形状などが描かれていています。在郷町として栄えた当時の街区の構成や町筋の他、周辺の景観形状や土地利用の変化についても知ることができるなど資料的価値が高く、今後文書史料や発掘調査などにより、町の具体的形状や



宝暦3年（1753年）富田林村絵図

風しんワクチン 接種費用の一部を 助成します

妊娠中の女性が風しんにかかることにより、難聴、心疾患、白内障などの障がいのある赤ちゃんが生まれてくる場合があります。この障がいを「先天性風しん症候群」といい、大阪府下でも毎年数件の発生が確認されています。

これを受け、府では無料で風しん抗体検査を、市では予防接種費用の助成を実施しています。

●**風しん抗体検査事業**
風しん抗体検査とは、風しんに対する十分な抗体があるかどうかを確認するものです。

対象者
・妊娠を希望する女性
・妊娠を希望する女性の配偶者
・妊娠している女性の配偶者

※ただし、昭和37年4月2

日く54年4月1日の間に生まれた男性は除きます。
実施場所および申し込み
府内の指定医療機関
※今年度より、保健所での実施は廃止となりました。
※実施医療機関は府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/koutaikensahitml> で確認ください。

●**風しんワクチン等予防接種助成事業**
風しんを予防するためには、予防接種を受けることが重要です。妊娠を希望する女性だけでなく、妊娠を希望する女性や妊婦と一緒に生活をしている配偶者の接種も必要となります。

風しん抗体検査の結果、抗体価が低いことが判明した人は、予防接種を受けることをお勧めします。

対象者 風しん抗体検査事業の対象者で、検査の結果免疫が不十分（風しん抗体価がHI法で16倍以下、またはEIA法で8・0未満、抗体価はワクチン接種日以前5年以内の結果）であった人

助成方法 支払った接種料金を後日振り込みにて返金
※上限など詳しくは、お問い合わせください。

申し込み 令和2年4月3日（金）までに保健センター（☎285520）へ

対象者に 「がん検診（乳がん・子宮頸がん） 無料クーポン券」を送付しました

本市では、健康づくりの目標に「がん検診受診率50％超」を掲げています。

そこで、がん検診受診率向上対策の一環として、国が指定する年齢の人に「がん検診無料クーポン券」を送付しています。

6月下旬に同クーポン券を対象者に送付しました。実施場所など詳しくは、同

本市では、健康づくりの目標に「がん検診受診率50％超」を掲げています。

そこで、がん検診受診率向上対策の一環として、国が指定する年齢の人に「がん検診無料クーポン券」を送付しています。

6月下旬に同クーポン券を対象者に送付しました。実施場所など詳しくは、同

クーポン券に記載してありますので、ご確認の上、受診してください。

有効期限（実施期間）
令和2年3月31日（火）まで
※有効期限間際は大変混み合いますので、余裕を持って早めに申し込み、受診してください。

対象者
◆乳がん検診Ⅱ昭和53年4

月2日く54年4月1日生まれの女性（40歳）
◆子宮頸がん検診Ⅱ平成10年4月2日く11年4月1日生まれの女性（20歳）
※年齢は平成31年4月1日時点での満年齢です。現在の年齢とは異なりますのでご注意ください。

※同クーポン券は平成31年4月19日時点で本市に住民登録がある人にお送りしています。

※同クーポン券の送付対象者以外の人でも無料でがん検診を受けられます（20ページ参照）。

問い合わせ 保健センター（☎285520）へ

こども110番 ～子ども向けのチラシを作成しました～

市では、地域の子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。このたび、子ども向けに、同運動を紹介するチラシを作成しました。すでに、市内の小学校を通じて、子どもたちに配布していますが、トピック（きらめき創造館）でも配布していますので、ぜひご利用ください。



■こども110番の家

もしものときに、子どもたちが助けを求めることができるよう、地域の協力家庭や店舗に目印となる旗やステッカーを掲げています。学校や家の近くの「こども110番の家」を探してみましょう。

■動くこども110番

「こども110番」のステッカーを貼った車やバイクが地域を走り、助けを求めてきた子どもの一時保護と警察への通報などをします。

■家庭や地域の皆さんで、子どもたちを守りましょう

「1人で遊ばない」「知らない人についていかない」など、子どもたちに犯罪から自分の身を守る方法を教えましょう。子どもの様子をうかがったり、車から子どもに話し掛けたりするなどの不審者を見掛けたら、子どもを守り、すぐに警察に通報しましょう。また、子どもたちが登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。

問い合わせ 生涯学習課（☎268056）

ファミリー・サポート・センター事業

「援助会員になってあなたの子育ての経験を生かしてみませんか」

同事業は、子育てを「援助してほしい人（依頼会員）」と「援助したい人（援助会員）」がそれぞれ会員となり、地域のつながりで子育てを助け合えるように支援する事業です。

◆援助会員・依頼会員を募集しています

○援助会員 心身共に健康で子育てに理解があり、自宅で子どもを預かることができる人
○依頼会員 生後2カ月から小学6年生までの子どもがいて、子育ての手助けをしてほしい人
○両方会員 援助会員と依頼会員の両方を兼ねること

ができる人

援助できる内容 子どもの習い事や保育施設への送迎、学童保育終了後の預かり、保護者が買い物や習い事などリフレッシュに出掛けるときの預かりなど
※子どもが病気のときの預かりや病院への送迎はできません。

利用時間 午前6時～午後10時

利用料金（援助会員への報酬） 1時間700円（曜日や時間帯により変わります）
申し込み 入会者の写真（縦3×横2.5センチ）2枚と印鑑を持参し、こども未来室（内線205）へ

ファミサポ講習会「救命講習（入門コース）」

このたび、子どもの緊急事態に対応できるよう、同講習会を開催します。会員以外の人でも参加いただけますので、気軽にお越しください。

とき 7月17日(水)、午前10時～11時30分（午前9時45分～受け付け）

ところ 市消防本部 ※同本部には駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 大人だけではなく、乳幼児向けの心配蘇生法を学ぶ

対象者 市内在住の人

定員 15人

※保育あり（定員5人）。

申し込み 7月8日(月)～16日(水)に、こども未来室（内線205）へ（申し込み先着順）

ひとり親家庭を支援しています！

問い合わせ こども未来室（内線204）

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、次の事業において給付金を支給し、ひとり親家庭を支援しています。いずれの事業も事前の相談が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

仕事に必要な資格の取得をめざして講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座で、資格取得を卒業の要件とするもの

※対象講座について詳しくは、厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム [https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza] をご覧ください。

支給額 対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。また、対象講座と修学年数に応じて上限が80万円となる場合があります。

※雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格者は、一般教育訓練給付金の額を差し引いた額を支給します。

母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

就業をめざして資格を身に付けるために養成機関で受講する場合、生活費の一部として給付金が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療

法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

給付金の種類

①訓練促進給付金 申請月分から、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

②修了支援給付金 各資格の養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職などのために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、受講料の一部が支給されます。

対象者 市内在住のひとり親家庭の親または児童で、申請者が児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

給付金の種類

①受講修了時給付金 受講後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の20%を支給

※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

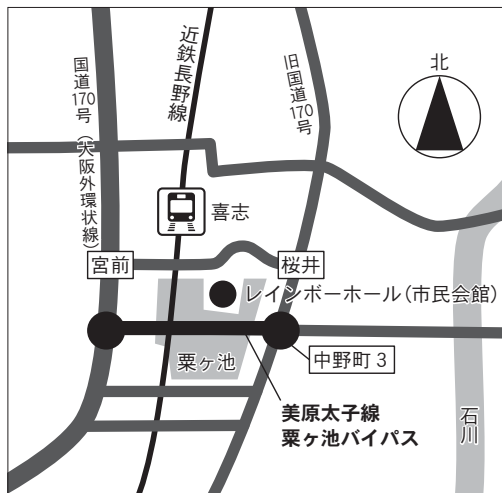
②合格時給付金 合格後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学料および受講料に限る）の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

美原太子線栗ヶ池バイパス の建設が進んでいます

南河内地域の交通ネットワークの強化と周辺道路の渋滞緩和などを目的として主要地方道「美原太子線

栗ヶ池バイパス」の国道170号（大阪外環状線）から旧国道170号までの区間（延長約400㍎）の建設を進めています。



なお、開通日時については、決まり次第、富田林土木事務所ホームページ（<http://www.pref.osa.lg.jp/fondo/shokaikaitnu>）にてお知らせします。

問い合わせ 同事務所（☎251131）、道路交通課（内線411）

原子爆弾被爆者見舞金の申請を

昭和20年8月に広島と長崎に原爆が投下され、今年8月で74年が経ちますが、今なお17万人以上の方が健康被害に苦しんでいます。

本市では、世界でただ一つの戦争被爆国として、戦争や原爆の記憶を風化させないよう、平和の実現に取り組むとともに、本市在住の被爆者に対して、激励と福祉の増進を目的とした見舞金を支給しています。

対象者 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき諸手当を受けている人で、今年4月1日以前より引き続き本市に居住し、住民基本台帳に記載されている人

申し込み 印鑑、手当の証書（写し可）、金融機関の通帳（写し可）を持参し、7月31日（木）までに地域福祉課（内線282）へ
※昨年、見舞金を受け取った人には申請用紙を送付しましたが、7月5日（金）までに申請用紙が届かない場合はご連絡ください。

戦時品・遺品を探しています

8月9日（金）～11日（祝）に、すばるホールで、「第35回平和を考える戦争展」を開催します。この戦争展は、戦争の悲惨さや平和の尊さについて考え、語り合ってくださいために毎年開催しています。

本市では、戦争展で展示する戦時品や遺品を探しています。展示を通して、平和への願いを次の世代に伝えていくため、ご協力をお願いします。

問い合わせ 人権政策課（内線472）

夏休み平和映画上映会

終戦から70年以上が経過し、多くの人が戦争を知らない世代になりました。戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切さ・命の尊さを今一度考える機会として、平和に関するビデオ映画上映会を開催します。

夏休みの平和学習として家族や友人と平和について考えてみませんか。

とき ①7月21日（日）、午後2時～3時30分、②7月27日（土）、午前10時～11時20分

ところ 中央公民館2階ホール

内容 ①「ヒロシマ・ナガサキ」（ドキュメンタリー映画）、②「対馬丸」（アニメ映画）

定員 各50人

※当日、直接会場へ。

入場料 無料

問い合わせ 人権政策課（内線472）

夏の 交通事故 防止運動



もうすぐ夏休みです。子どもたちは、外で遊ぶ機会が多くなりますが、夏休みの開放感と暑さなどで注意力が鈍り、交通事故に遭いやすくなります。

自転車の事故は依然多く、ルールやマナーを守らない自転車も多く見受けられます。また、行事やイベントが増える夏は、飲酒運転が増加する傾向にあります。そこで、7月1日（月）から

31日（水）の1カ月間「夏の交通事故防止運動」が実施されます。

重点項目とスローガンは次のとおりです。

重点項目

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

スローガン

- 身につける 夜道のお守り 反射材
- 自転車と いつも一緒にヘルメット
- 慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと
- 大丈夫？ 昨日のお酒も気を付けて

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 道路交通課（内線416）

すばるホールレストランの運営事業者を募集します

同ホールレストランを利用する人への一層のサービス向上をめざして、同ホール1階レストラン業務および館内パーティーなどへのケータリング業務を委託する事業者を、企画提案方式により募集します。

申し込み 来館または郵送で8月22日（木）（必着）までに（休館日を除く、午前9時～午後5時）、同ホール（☎250222）へ ※募集要項は7月2日（火）～8月22日（木）（休館日を除く、午前9時～午後5時）に、同ホールで配布します。同ホールホームページ（<http://subaruhall.org/>）からダウンロードもできます。

7月 河川愛護月間

～みんなで
ごみをなくそう、
水をきれいに～

資源ごみの分別収集や再利用などにより、ごみの減量化が図られつつありますが、依然として街中や河川敷へのポイ捨てが多く見られます。これらのごみは、降雨などにより河川や海に流入し、生活環境やさまざまな生物に悪影響を及ぼしています。

ゲリラ豪雨や竜巻に注意してください

近年、異常気象により、局地的に大気の状態が不安定となり、急速に積乱雲が発達して強い雨が降る「ゲリラ豪雨」が発生しやすい傾向にあります。

ゲリラ豪雨が発生すると、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、総雨量は少なくても短時間で甚大な被害が発生することがあります。また、積乱雲の発達には、竜巻が発生する要因にもなり、全国的に被害が起こっています。

災害から身を守るために、どのような場所で災害や事故が発生するのかを想定し、日頃から対策を考えておくことが大切です。

ゲリラ豪雨によって発生する被害

- 急な川の増水で中州に取り残される
- アンダーパス（立体交差のため周辺の地面より低い道路）の冠水
- マンホール、水路などへの転落
- 地下施設への浸水

こんなときは要注意

- 最新の天気予報で「大気の状態が不安定」「雷、突風、ひょうに注意」「竜巻注意情報」とテレビやラジオなどで報道されているとき
- 急に冷たい風が吹いてきたとき
- 黒い雲が近づいてきたとき
- 雷が近くで発生したとき
- 川の水かさが増えてきたり、水が濁ってきたりしたとき

外出の際には、最新の気象情報を確認し、危険な場所には近づかないようにしましょう。

問い合わせ 危機管理室（内線9503）

事業主の皆さんへ

「働き方改革関連法」が4月1日より施行となりました。「働き方改革って何をしたらいいの？」などお困りの人は「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」をご利用ください。

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時

ところ 大阪市北区天満橋二丁目1の30

費用 無料

問い合わせ 同センター ☎0120(068)116

マイナンバーカードの日曜交付

同カードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。

申請者本人がお越しください。

とき 7月7日(日)、8月4日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室（日曜窓口コーナー）

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 市民窓口課（内線131、132）

本市では毎年3月に、市民参加による石川大清掃を実施しています。また、定期的に市職員らが庁舎周辺や河川敷を清掃しています。府では「ごみをなくそう。水をきれいに！」を合言葉に6～7月の2カ月間キャンペーンを実施しています。身近な河川の美化・清掃について、皆様のご協力をお願いします。

また、炊事・洗濯・入浴などの生活排水も河川や海の汚れの大きな原因です。河川の水質を良くするためには、生活排水の浄化を進めることが重要です。河川の汚れを最小限にとどめるために「水にやさしい心遣いと気配り」をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

参議院議員通常選挙が

実施されます

任期満了による参議院議員通常選挙が実施されます。投票日や期日前投票期間、選挙公示前に送付する、投票所入場整理券をご覧ください。

投票所入場整理券および選挙公報

投票の際には、投票所入場整理券を投票所に持参してください。

なお、入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されている本人であることが確認できれば投票できます。

で、その旨を投票所の係員に申し出てください。

選挙公報は投票日の2日前までに各家庭に配布します。届かないときはお問い合わせください。

なお、府選挙管理委員会のウェブサイトを <http://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/shokai.html> にも選挙公報が掲載されます。

投票所が変更になります

藤沢台一～七丁目にお住まいの人は、学校工事のため今回のみ投票所が藤沢台

小学校から「葛城中学校（体育館）」に変更になります。

比例代表選挙に特定枠制度が導入されました

公職選挙法が昨年改正され、今回より参議院比例代表選挙に特定枠制度が導入されました。

政党などは候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として他の候補者とを区分して名簿に記載することが出来ます。

参議院比例代表選挙の投票用紙には、これまでと同様に政党などの名称または比例代表候補者の氏名を記入してください。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

後期高齢者医療に 関するお知らせ



■後期高齢者医療被保険者証が変わります

8月より「後期高齢者医療被保険者証」が「橙（だいだい）色」に変わります。新しい被保険者証は、7月中に送付します。有効期限は令和2年7月31日（金）までの1年間です。

■保険医療機関などで自己負担割合

自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度（4月から7月までは前年度）の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」により定期判定します。

医療機関での自己負担割合は、「一般の人は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

ただし、現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、福祉医療課に申請（基準収入額適用申

請）することで、申請の翌月から1割負担に変更することが出来ます。

◇同一世帯に被保険者が1人の場合Ⅱ被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が複数いる場合Ⅱ被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき

◇同一世帯に被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の人がいる場合Ⅱ被保険者本人の収入額が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の収入の合計額が520万円未満のとき

■後期高齢者医療制度保険料の決定

今年度の後期高齢者医療制度保険料の決定（本算定）に伴い、被保険者の皆さんに保険料額決定通知書および納入通知書を7月中に送付します。保険料の納入方法は、年金からの天引きで

納める特別徴収と、市から送付する納付書や口座振替などで納める普通徴収の2通りに分かります。

なお、特別徴収を口座振替に変更することも出来ます。希望される人はお問い合わせください。

また、納付方法をすでに口座振替にされている人でも特別徴収となる場合があります。引き続き口座振替を希望される場合は、納付方法変更申出書の提出が必要です。7月26日（金）までに提出いただくと、10月支給分の年金から適用されます。

■「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」と「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）」は、保険医療機関などの窓口で提示すると、医療費、入院時食事代の負担が軽減されるもので、住民税非課税世帯に属する被保険者が対象です。

また、現役並み所得者で住民税課税所得が145万

円以上690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証（限度額証）」の交付対象となります。

現在「減額認定証」「限度額証」をお持ちで、引き続き対象となる人には、8月1日（木）より有効の「減額認定証」ならびに「限度額証」を7月中に送付します。

なお、現在「限度額証」をお持ちでない人は申請が必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 福祉医療課（内線158、159）

国民健康保険に関するお知らせ

限度額適用認定証などの申請を

国民健康保険に加入している、70歳未満の人および、70歳以上75歳未満の現役並み所得者で住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人が、入院や外来診療などで医療機関を利用し、窓口での医療費の支払額が自己負担限度額を超えた場合、「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払額が自己負担限度額までとなります。必要な人は交付申請をしてください。



また、市民税非課税世帯に属する人には、窓口での高額な医療費の支払額が自己負担限度額までとなるとともに、入院時の食事代の一部負担（標準負担額）が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、必要な人は申請してください。

※すでに「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人も、有効期限が7月31日（金）となっていますので更新の手続きが必要です。

申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・高齢受給者証（70歳以上75歳未満の人）
- ・入院時の領収書（平成30年8月以降の入院日数が90日を越えている人）
- ・前住所地の市区町村が発行する世帯全員の平成31年度（令和元年度）の所得証明書（平成31年1月2日以後に本市に転入した人）

申し込み 保険年金課（内線150、151）または金剛連絡所へ

介護保険に関するお知らせ

介護保険負担割合証を送付します

現在、介護保険負担割合証をお持ちの人は、7月31日(木)で有効期限が切れます。

引き続き、要介護などの認定を受けている人に、新しい介護保険負担割合証を7月中に送付しますので、8月1日(木)以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

要介護認定を受けている第1号被保険者の利用者負担割合		
本人の合計所得金額が220万円以上	下記以外の場合	3割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額が単身で340万円未満(年金収入のみの場合は344万円未満)または、2人以上で463万円未満の場合	2割
本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合	2割
	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額が単身で280万円未満または、2人以上で346万円未満の場合	1割
本人の合計所得金額が160万円未満		1割

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

介護保険料決定通知書を送付します

今年度の介護保険料を、平成30年中の所得と世帯の住民税課税状況を基に決定しましたので、65歳以上の人（第1号被保険者）に「介護保険料決定（更正）通知書兼特別徴収開始通知書」を7月中旬までに送付します。

同通知書には、今年度の年間保険料額を記載しています。今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額（普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分）を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。

市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストア、MMK設置店または市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

■介護保険料の減免制度

次のいずれかの要件を満たす人は、申請により、保険料が減免されます。

- ・天災や火災で著しい被害を受けた人
- ・主たる生計維持者の予定外の失業などにより収入が著しく減少した人
- ・住民税非課税の人で、生活保護法に規定する要保護者で生活保護を受けていない人
- ・住民税非課税の人で、預貯金などがあるために生活保護法に規定する要保護者とならない人のうち、預貯金などの世帯合計額が350万円以下の人

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）

介護保険施設に入所（ショートステイ含む）する人へ

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）への入所・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては負担の軽減（補足給付）を受けることができます。

介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。

※更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

対象者 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

- ・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下である人
- ・配偶者が住民税非課税の人

持ち物 印鑑、預貯金などが確認できる預（貯）金通帳などの写し（配偶者分も含む）

※適用開始日は申請月の初日からとなります。

※非課税年金（遺族年金や障がい年金など）も収入として勘案されます。

問い合わせ 高齢介護課（内線177、179）

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）、MMK設置店（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。

普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、介護保険料については高齢介護課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課で手続きをしてください。

※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」の取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、高齢介護課（内線175、176）、福祉医療課（内線158、159）